

住民基本台帳 ネットワークシステム

**8月5日(月)から
一部運用を開始します**

問い合わせ▶市民課

住民基本台帳法の改正（平成11年8月）に基づき、現在、国と地方公共団体が協力して、「住民基本台帳ネットワークシステム」を構築しています。このシステムは、住民登録をしている人にほかの人と重複しない11けたの住民票コードを割り振り、この番号と住民基本台帳に記載された情報（氏名・性別・生年月日・住所の4情報）を、全国の都道府県や市区町村を結んだコンピュータネットワークを使って取り出すことにより、全国どこでも本人確認ができる仕組みです。これにより、住民サービスの向上と行政事務の効率化を図ることができます。

こんな点が便利に

① ネットワークで本人確認ができるため、法律で定める国の行政機関などに対する現況届けや各種資格申請時に住民票の添付が省略できる

② 全国どの市区町村からでも、自分の住民票をとることができる

③ 住民基本台帳カード（住民票コードなどを記憶させたICカード。来年8月から希望者に有料で作成予定）の交付を受ければ、引っ越しの際に、現在の住民登録地の市区町村役場に出向く必要がなくなり、引っ越し先（転入先）の市区町村役場に出向くだけで手続きが済む ※現在の住民登録地の市区町村へ「付記転出届」を郵送することが必要。

なお、運用開始の時期については、①は今年8月5日(月)、②・③は来年8月(予定)です。また、今後、電子政府・電子自治体の実現に向けて、行政手続きの電子化など幅広い行政分野への応用を検討していきます。

住民票コード通知書を郵送

8月上旬に、8月5日現在に安城市内に住民登録のある人に世帯単位で「住民票コード通知書」を郵送します。住民票コードは、今後の住所異動などで必要になりますので、通知書を大切に保管してください。

住民基本台帳ネットワークシステムのイメージ

